

被曝農業時代を生きぬく

第12回

農地を未来に受け継ぐために、東電に勝訴するまで戦う

今、福島県大玉村の稻作經營者鈴木博之氏は、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質で水田の土壤が汚染されたとして、東京電力に損害賠償を求める裁判を準備中である。これまで、原発事故をめぐり農家が提訴した例はない。鈴木氏の言い分は「先祖から受け継いだ肥沃できれいな土を返してほしい」というだけだ。

(構成 佐藤成美)

1 農地の放射能汚染の責任を問う ゞ 提訴に踏み切るまでゞ

有限会社農作業互助会代表取締役の鈴木博之氏は、1976年に機械の共同利用と作業請負の任意団体を設立し、84年には法人化した。現在

は、約13haの農地で米を生産するとともに、約30haの作業請負を行う。

生産したコメは宅配や直売所を通じて消費者に直接販売をしている。「春陽」や「LGCソフト」など低タンパク機能性米の生産に力を入れ、そのコメを使った団子や酒などの商品開発も軌道に乗ってきたころ、福島第一原子力発電所の事故が起こつ

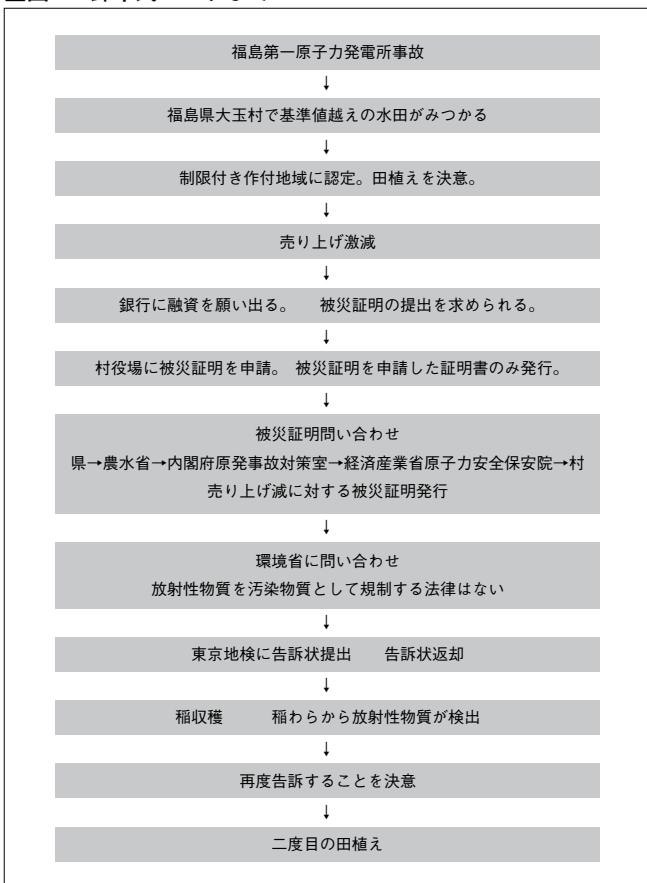
た。地震や津波の被害はなかったものの、売り上げは激減。放射能に向き合う日々が始まった(図1)。そ

んな鈴木氏の姿は、昨年の12月にNHK「原発事故に立ち向かうコメ農家」で放映され、反響を呼んだ。



作付制限を解除したのは、
損害賠償請求を恐れて?

■図1 鈴木氏のこれまで



検査では、作付上限値5000ベクレルを超える放射性セシウムが検出された。「原発から離れており、ここまで影響があるとは思わなかつた」と鈴木氏は驚きの色を隠せない。ところが、二度目の検査では、同じ

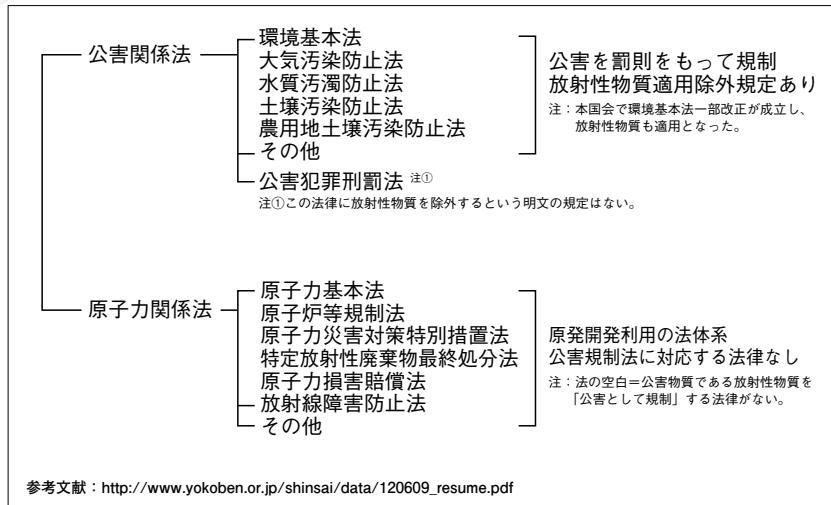
地区内の別の場所で行つた検査では、規制値をぎりぎり下回り、県は自粛を要請していた農作業を認めた。鈴木氏は「損害賠償請求を恐れて合格させたのかと勘織りたくない」と憤る。コメの放射性物質が暫

は、福島県の中通地方にあり、事故があつた第一原発から60キロ離れている。それにも関わらず、県の土壤



“被曝農業時代”を生きぬく

■図2 公害関係法と原子力関係法



参考文献：http://www.yokoben.or.jp/shinsai/data/120609_resume.pdf

公害問題法」では、放射性物質は規制されていない。「土壤汚染対策法」では、放射性物質は除外され、水質汚濁防止法でも「適用しない」となっている。環境法令の根幹となる「環境基本法」では、放射性物質は除外されており、放射性物質による土壤汚染の定めに従うとされる。一方水質汚濁は、「原子力基本法」

放射性物質は合法物質

やく被災証明書が出たが、それは売り上げが減ったことに対するもので、土壤汚染による被災の証明書ではなかつた」

被災証明書も出ない

田植えを行うことにした。定規制値を超えるかどうかは収穫するまでわからない。不安が募る中、

いと融資はできない」と追い返されてしまった。鈴木氏は、村に農地の放射能汚染を理由とした証明書の發

農地が放射性物質で汚染されたのは事故であり、その事故に対して、法的措置がなされるべき」と、鈴木氏は、東京電力に対する告訴状を東京地検へ提出した。しかし、その告訴状は「具

■図3 東電に対し賠償を求めるための主な方法

補償金請求書による請求	原発 ADR	裁判
<ul style="list-style-type: none"> ・賠償金の支払いは早い見込み ・請求書の記載は極めて煩雑 ・加害者である東電との直接交渉の難しさ ・賠償額が低くなる危険性 ・後日、さらなる請求が困難となる危険性 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きは円滑・迅速(中立から3ヶ月での合意が目標とされる) ・賠償額の基準は中間指針等 ・まだ、具体的な運用がはっきりしない ・あくまでも東電が了解しないと手続きが進まない 	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償額の支払いまでに時間はかかる ・東電基準・中間指針を超えた金額の請求も可能 ・賠償金の類はもっとも公正なものとなる可能性が高い ・自主避難者であっても当然可能
自主避難者からの請求については、現時点では定額のみ応じる姿勢		自主避難者にも、個別事情に応じて一定の配慮

東京地検に告訴状を提出
いということになる。

秋になり事故後初の収穫が始まり、
たが、「皮肉なことに今年の米は味
もよく、収量もよかつた」。鈴木氏
は、コメだけでなく、水田の土、藁
糊殻、米ぬかなどの放射性物質の検
査をした。コメの検査値は検出限界

あくまでも農地の
放射能汚染の責任を問う

体性に乏しい」という理由ですぐには返却された。

以下だったが、乾燥機に溜まつた藁やもみ殻の屑から500ベクセルを越える放射性セシウムが検出された。予想外の結果に頭を痛める一方、あくまでも農地の放射能汚染の責任を問う姿勢を変えていない。これら

の検査結果を証拠に再び東京電力を訴えるべく準備を進めている。「放射性物質が合法というなら、先祖代々培ってきた土性（土の性質）を壊したとして、器物損害罪として訴える」予定だ。

2

農業をやり続けるために 事故から一年経つて



ですが、現状は何も変わっています。これまで、遺伝子組み換え作物や残留農薬の問題で苦労したことがありました。何とか対応できました。でも、放射能は別格です。お客様にいくら説明しても、最終的には、「安全なんですか？」ってきかれます。素朴な質問ですが、答えられないんですよ。どこに問い合わせをしても安全証明は出してもらえないのです。だから辛いですけど、「気になるのなら買わない方がいいですよ」と、お客様に選択していただきました。その代わり検査結果などのデータはすべて

原発事故から一年以上経つたが、現在の状況はどうなんだろうか。それからどう戦っていくのか。6月15日に行われた農業経営者定例セミナーでの鈴木氏の生の声を紹介する。

何も変わっていない
もう事故から一年以上経つていま

出します。売るためにあらゆるデータを付けたりますが、自分が説明できないようなことはやめました。私のやり方が悪くて、おコメに何があったのとも違うのです。商品の舞台である土が汚れているのですから、放射能はどうしようもないです。

放射能の勉強を始めたものの

今のところは自分で説明できるよう放電能について勉強しています。ところが、放電能問題は、間口が広すぎてわかりません。放電能災害の最大の被害は、農家が放電能の勉強をしなきゃならない、ということです。60歳を過ぎてから専門書や法律書を読み解いて……でも聞く先がないのです。どこかへ問い合わせをすると、たらい回しになつて、最終的には、大した答えも得られません。

「もっとわかりやすく説明して」と言つても、そんな対応をしてくれる窓口はありません。村に問い合わせをしても、受け付けをして「後日回答します」の対応が一年間も続いています。それに、総合窓口がないんです。だから自分で行く場所を探して、自分で聞いて、自分で解釈しています。自分を信じるだけです。

何が優先順位かもわかりませんが、一応、経営ですから、資産を優先しています。ところがお金を作りたいです。だから辛いですけど、「気になるのなら買わない方がいいですよ」と、お客様に選択していただきました。その代わり検査結果などのデータはすべて

をするしかありません。そんなので銀行がお金を貸すわけがありません。でも商品が悪いわけでもないし、あつたのも違うのです。商品の土台である土が汚れているのですから、放電能はどうしようもないです。

風評被害でなく東電の被害

今年も田植え終わりました。先を考えたら暗いですが、とりあえず植えなければ話になりません。今まで、おコメを作ることに投資してきたのに、今更、負債を背負つて新たな事業を立ち上げることはできませんし……。

最初は風評被害だと思っていた。たが、そう思うことはやめました。風評被害というのは実態がわからなっています。うち東電の被害ですか？その結果の責任を東電に取つてもらいます。まず元に戻してもらわないと、私がいくら努力しても先には進めません。例えば除染をやれと言われても、そのための設備投資も作業の計画や配分もやつたことはないし、費用を捻出できません。

政府は事故の時に緊急事態宣言をしたものの、マニュアルなんてなかつたと思います。今も、役割分担もせずバラバラで被害者に対応しています。そんな中で、行動を起こして



“被曝農業時代”を生きぬく

そこから事業計画を始めることがで
きるんです。それと、放射能を予定
しないで事業計画を組んでいたの
で、過去の負債や過去の事業計画が
継続できない状況です。これをどう
解決するか。後始末もしないで明日
の計画を作れませんから。明日の世
界がどうなるかがわからないのに計
画も立てられないよ、と頭の中で割
り切つて日々やっています。

農業をやりつづける基盤を作る

れがいちばんのジレンマです。もうどうしていいかわからないので、医者の行動にたとえて考えています。お医者さんは、緊急時に搬入した患者の血を止めて、点滴をして、養生をして、それで患者は社会復帰します。私どもの場合、今はまだ応急対策しかやっていない状態です。補償もなにも受けていないですから、まだ血が出ています。これを止めなきやいません。

*原発 ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)…原子力事故で被害を受けた人が原力事業者に対し損害賠償を請求する際に、円滑・迅速・公正に紛争を解決する目的として設置された公的な紛争解決機関(ADR)。

放射能の災害は個人の問題

に申し立て書を出し 東電から賠償金をいただいて、ともかく農業をやりつづける基盤を作ります。そのためには、土壤汚染や放射性物質の扱いがポイントです。本当に除染してくれるのか。除染してもらえれば、

放射能の災害は個人の問題

みません。みんなでやろうという共同意識は通用しないんです。

ちなみに、農協さんがやっている損害賠償の請求は、実損の請求です。から損害賠償の請求じゃないです。

料の請求も裁判もしないという前提のもとでやっています。警戒区域や避難区域内では、国が手当てをしていますけれども、それ以外のところは自分から声を出して、立証し、交

3 東電に立ち向かう

放射能を減らす

セミナーには、多くの人が参加し、鈴木氏の声に熱心に耳を傾けた。講演後の議論から、この事故の問題点や鈴木氏の思いが見えた。

Q 放射能を減らす対策は、何をしていますか。

損害賠償請求を始めてみて、私たちには記帳の習慣がないことがわかりました。作業をカンでやっていましたからね。損害賠償請求をするのに「証拠を出せ」と弁護士に言われても、何もあがつてこないです。でも、弁護士と書類のやりとりをしているうちに、証拠は第三者証明だということがわかりました。国がこうだとスは一回だけです。ですが、政府の除染は一向に進みません。このままでは、お客様に「対策もしないコメは買えない」とか「対策もしないコメがなんで同じ値段なの」と言われても何の反論もできないし、「やれることはやったので、買ってください」とも言えません。

渉しないと賠償はありません。役場も村民のためにと賠償を請求したり、損害賠償の相談に乗ったりはしません。つまり、今回の東電に対する損害賠償は個人の問題なのです。だからものすごくきつい。農作業をし、放射能対策をし、資金繰りをしながら、こんな忙しい農業をやる必要性があるのかと考えてしまいます。本来、コメ作りというのは体が覚えているのですから、そんなにいえば、そこに行つて確認をし、文書を書いてもらつて、赤いハンコを押してもらって、初めて証拠になります。そういう膨大な事務というか、デスクワークがとても苦痛です。放射能問題でいちばん不満なのは、原発を推進し、「安全だ」と言つていた人達が事後対策をやつていいということです。事故の言い訳をした分、事後対策が遅れて、スピーディ感がないんですよ。農家は一年に

渉しないと賠償はありません。役場も村民のためにと賠償を請求したり、損害賠償の相談に乗つたりはしません。つまり、今回の東電に対する損害賠償は個人の問題なのです。

いえば、そこに行つて確認をし、文章を書いてもらって、赤いハンコを押してもらって、初めて証拠になります。そういう膨大な事務というか、デスクワークがとても苦痛です。

除染剤を昨年は試しました。イネは品種によって放射性物質を吸わないものがあるらしいのです。私が栽培してきた「LGCソフト」という品種は、放射性物質が検出されなかつたので、今年はこれをいろいろなところで栽培して、実証試験をしてみたいと思っています。

Q 土壤の放射能検査の費用はどれくらいでしたか。

鈴木 私のところで60万円くらいでですね。

Q それに対する補償は?

鈴木 現在の損害賠償のシステムは仮定の話には答えられない。請求が上がった時点で判断されます。

Q それは請求されたのですか。

鈴木 今、弁護士を通してやっています。

Q まだ払ってもらっていない?

鈴木 払うわけはないです。東電にとつては極力払わないで済めば、払わない方がいいという考え方。福島県の訴訟を担当する弁護士も「前例が出ると、みんな後ろからついてきますから」といっています。

○ 保険制度をつくってほしい

Q 今までの取組みの中で、反原発とか脱原発の関連の団体の方たちとの連携や応援などはありましたか。

鈴木 ありません。そういう組織と

の接触は避けています。なぜかとい

うと、電気を使いながら放射能は嫌だ、といったくないんです。そこには踏み込むだけの時間と頭もないし。でも言えることはただひとつ。これは、事故です。早急にやつて欲しいのは、事後対策として、自ら私は真っすぐ東電に向かって賠責と同じように原発保険を作ることです。

○ 当事者をはつきりさせる

Q 次の戦いへの戦略は?

鈴木 東電さん次第ですね。放射能問題というのは、全て原子力事業所の責務になっていますから、私らが対策すべき問題じゃないと気持ちを整理しました。あくまでも、裁判で東電の責任を追及したい。それから、福島県は東電と安全協定を結んでいたはずだから、機会があれば県にも責任があるといいたいです。

Q コメの栽培は自由にできますか。

鈴木 私のところは基準値を越えた農家が2戸出たので、「対策をやらから作させてください」という作付制限区域です。

Q 稲藁や粒殻、糠などから放射性セシウムが出ましたが。

鈴木 手つかずです。とりあえず置いてくれ、と言われています。

Q いずれは行政や東電が、責任をもつて対処してくれないと困ります。それでも責任の所在といつても、法がないですから。だから私は真っすぐ東電に向かって封じ込める。こんな構図を作り出します。今度出てくるのは、役人と避難者の戦いですよ。避難者は被害者ですが、役人は避難者の世話をしているだけでお金をたくさんもらっています。役人は避難者の世話をしているだけでお金をたくさんもらっていますから。そうやって問題を小さくしようとすると力がはたらいています

私は「東電の罠」と呼んでいますが、生産者とお客様を対立させて、両者を封じ込める。あるいは、福島県内でも賠償金をもらっている人ともらっていない人を対立させて封じ込める。こんな構図を作り出します。今度出てくるのは、役人と避難者の戦いですよ。避難者は被害者ですが、役人は避難者の世話をしているだけでお金をたくさんもらっています。

鈴木 そうですね。でも責任の所在といつても、法がないですから。だから私は真っすぐ東電に向かって封じ込める。こんな構図を作り出します。今度出てくるのは、役人と避難者の戦いですよ。避難者は被害者ですが、役人は避難者の世話をしているだけでお金をたくさんもらっています。

Q そこは交通事故と一緒に、当事者をはつきりさせる?

鈴木 そうしないとね、頭の中がパニックになっちゃう。器用じゃないから。だから真っすぐ東電に向かっていきますよ。

○ 消費者も被害者

Q 行政機関や消費者に向けて、要望はありますか。

鈴木 いや、心情的にはあります

が、私はそれはやりたくないです。

買わない自由もお客様はあるわけですか。

鈴木 私のところは基準値を越えた農家が2戸出たので、「対策をやらから作させてください」という作付制限区域です。

Q これまでの取組みの中で、反原発とか脱原発の関連の団体の方たちとの連携や応援などはありましたか。

鈴木 ありません。そういう組織と

私は「東電の罠」と呼んでいますが、生産者とお客様を対立させて、両者を封じ込める。あるいは、福島県内でも賠償金をもらっている人ともらっていない人を対立させて封じ込める。こんな構図を作り出します。今度出てくるのは、役人と避難者の戦いですよ。避難者は被害者ですが、役人は避難者の世話をしているだけでお金をたくさんもらっています。

鈴木 そうですね。でも責任の所在といつても、法がないですから。だから私は真っすぐ東電に向かって封じ込める。こんな構図を作り出します。今度出てくるのは、役人と避難者の戦いですよ。避難者は被害者ですが、役人は避難者の世話をしているだけでお金をたくさんもらっています。

Q 今までの取組みの中で、反原発とか脱原発の関連の団体の方たちとの連携や応援などはありましたか。

鈴木 ありません。そういう組織と

でも、政府も、早く現場にきて様子を確認すれば違う対応もあったのだと思いますよ。みんな他人事ですから。私自身も長い戦いになることは覚悟しています。

今後も鈴木博之氏の戦いを本誌は追っていく(編集部)。